（情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

第六条　経済産業大臣及び内閣総理大臣は、施行日前においても、独立行政法人通則法第二十九条第三項及び第六十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、第五条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律第五十七条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定による中期目標の変更について、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方税法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十一の二

二　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六条第十一項及び第四十条第十四項

三　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の七の二第三項第四号ハ

四　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四条第一項

五　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十五条の四第五項及び第八十二条の七第五項

六　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第四十六条の二第五項

七　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第五項及び第二十四条の五第五項

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法第七十五条の三第五項及び第八十一条の二十四の二第五項並びに令和二年改正法第四条の規定による改正前の地方法人税法第十九条の二第五項

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第六号

二　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第六号

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第四号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正）

第十一条　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定中「外国人住民をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二条第八項中「第五号」を「第六号」に改め、「掲げる事項」の下に「（外国人住民にあっては、同項第二号に掲げる事項を除く。）」を加える。

附則第二条中「次条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第三条に次の一項を加える。

3　前二項の規定の適用を受けた個人番号カードの交付を受けている者に対して発行した又は発行する番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の記録事項については、なお従前の例による。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第十三条　デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「及び同条第十五項」を「、同条第八項に規定するカード代替電磁的記録及び同条第十六項」に改め、同項第十三号中「第四条第二項第五号ロ」を「第四条第二項第五号ハ」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十三条第三項の規定による情報交換システムの整備及び管理に関すること。

（復興庁設置法の一部改正）

第十四条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「第二十条」を「第二十五条」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第十五条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号中「通知並びに」を「通知」に改め、「管理」の下に「並びに同条第八項に規定するカード代替電磁的記録の発行及び管理」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

政令

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号中「かき養殖業又は」を「のり等養殖業のうちのりの養殖業又はかき養殖業若しくは」に改める。

附　則

この政令は、令和六年八月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄